

2022年11月10日

各 位

会 社 名 パ ン チ 工 業 株 式 会 社  
住 所 東 京 都 品 川 区 南 大 井 六 丁 目 22 番 7 号  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 C E O 森 久 保 哲 司  
(コード番号：6165 東証プライム)  
問 合 わ せ 先 経 営 戦 略 室 広 報 I R 課 長 松 田 隼 人  
TEL. 03-5753-3130

## 従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決定し、本制度に基づき、下記のとおり、パンチ工業従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 処分の概要

|                            |                                                                                                                                                                     |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 処 分 期 日                | 2023 年 2 月 28 日                                                                                                                                                     |
| (2) 処分する株式の<br>種 類 及 び 数   | 当社普通株式 99,600 株 (注)                                                                                                                                                 |
| (3) 処 分 価 額                | 1 株につき 409 円                                                                                                                                                        |
| (4) 処 分 総 額                | 40,736,400 円 (注)                                                                                                                                                    |
| (5) 処 分 方 法<br>(割 当 予 定 先) | 第三者割当の方法による<br>(パンチ工業従業員持株会 99,600 株)<br>(本制度の適用対象となり得る最大人数である当社及び当社の子会社の従業員 996 名へ、それぞれ 100 株付与すると仮定して計算しています。)<br>なお、当社及び当社の子会社の各従業員からの付与株式数の一部申し込みは受け付けないものとします。 |
| (6) そ の 他                  | 本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。                                                                                                                            |

(注)「処分する株式の種類及び数」及び「処分総額」は、最大値であり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会に未加入の当社及び当社の子会社の従業員への入会プロモーションや本持株会に加入する当社及び当社子会社の従業員への本制度に対する同意確認終了後の、本持株会に加入する当社及び当社子会社の従業員数（以下「本持株会会員」といいます。）のうち、本制度に同意する者（以下「対象従業員」といいます。）の数（最大996名）に応じて確定する見込みであります。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は 2022 年 3 月 28 日に公表いたしました中期経営計画「バリュークリエーション 2024（以下、VC 2024）」を踏まえ、従業員一人ひとりの「VC 2024 の各種施策への意識付け」「経営参画意識の向上」「株主様目線の共有」を図り、また対象従業員の福利厚生増進策及び財産形成の一助として、対象従業員に対し、本持株会を通じた当社が発行又は処分する譲渡制限付株式（当社普通株式）の取得機会を創出することによって、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを対象従業員に与えるとともに、対象従業員が当社の株主様との一層の価値共有を進めることを目的とした本制度を導入することを決議しました。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

#### 【本制度の概要等】

本制度においては、対象従業員に対し、譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として、金銭債権（以下「本特別奨励金」といいます。）が支給され、対象従業員は本特別奨励金を本持株会に対して拠出することとなります。そして、本持株会は、対象従業員から拠出された本特別奨励金を当社に対して現物出資することにより、譲渡制限付株式としての当社普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により、当社普通株式を新たに発行又は処分する場合において、当該普通株式の1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、本持株会（ひいては対象従業員）にとって特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

当社及び本持株会は、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、①一定期間、割当てを受けた株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること（以下「譲渡制限」といいます。）、②一定の事由が生じた場合には割当てを受けた株式を当社が無償取得することなどをその内容に含む、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたします。また、対象従業員に対する本特別奨励金の支給は、当社と本持株会との間において、当該譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件として行われることとなります。

また、対象従業員は、本持株会に係る持株会規約及び持株会運営細則等（以下「本持株会規約等」といいます。）（注）に基づき、本持株会が発行又は処分を受けて取得した譲渡制限付株式に係る自らの会員持分（以下「譲渡制限付株式持分」又は「RS 持分」といいます。）については、当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限が解除されるまでの間、当該譲渡制限付株式持分に対応した譲渡制限付株式を引き出すことが制限されることとなります。

（注）本持株会は、取締役会決議日以降速やかに開催される本持株会の理事会において、本自己株式処分を受けるに先立って、本制度に対応した、本持株会規約等の改定を決議予定であり、当該改定は、理事会開催日から2週間を経過し、本持株会会員からの異議が本持株会会員数の2分の1未満の場合に効力が発生する予定です。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である本持株会が対象従業員から拠出された本特別奨励金の全部を現物出資財産として払い込むことで、当社が本持株会に対して、当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）を処分することとなります。本自己株式処分において、当社と本持株会との間で締結される本割当契約の概要は、下記「3. 本割当契約の概要」のとおりです。

なお、本自己株式処分は、本自己株式処分に係る処分期日の前日までに改定された本持株会規約等の効力が発生することを条件として実施されます。

### 3. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限期間 2023年2月28日から2025年6月1日まで

#### （2）譲渡制限の解除条件

対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、本持株会の会員であり、かつ、継続して定時拠出を行っていたことを条件として、本持株会の有する本割当株式のうち、当該条件を充足した対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点の翌営業日に、譲渡制限を解除する。この場合、当社は、本持株会に対して、譲渡制限の解除を行う旨及び譲渡制限の解除を行う本割当株式の数を本持株会に伝達するものとし、本持株会は、本持株会規約等の定めに従い、当該条件を充足した対象従業員の有する譲渡制限付株式持分のうち譲渡制限が解除された本割当株式に応じた部分について、原則として、本制度に基づかず本持株会が取得した当社普通株式に係る対象従業員の会員持分（以下「通常持分」という。）に振り替えるものとする。

(3) 本持株会を退会した場合の取扱い

対象従業員が、譲渡制限期間中に、定年、役員就任その他の正当な事由（会社の都合による場合を含むが、対象会員の自己都合による場合はこれに含まれない。）により、本持株会を退会（会員資格を喪失した場合又は退会申請を行った場合を意味し、死亡による退会も含む。）する場合には、対象従業員が本持株会の退会を申請した日（以下「退会申請受付日」という。）における対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、退会申請受付日をもって譲渡制限を解除する。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。この場合、当社は、本割当株式の無償取得を行う旨及び無償取得を行う本割当株式の数を本持株会に伝達するものとし、本持株会は、本持株会規約等の定めに従い、当該時点において対象従業員の有する譲渡制限付株式持分のうち当該無償取得が行われる本割当株式に応じた部分について、控除するものとする。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本持株会が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。また、本持株会は、本持株会規約等の定めに従い、本割当株式に関して対象従業員が保有することとなる譲渡制限付株式持分と本制度に基づかず本持株会が取得した株式に関して対象従業員が有する通常持分と分別して登録し、管理する。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該承認の日において本持株会の保有に係る本割当株式のうち、対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本株式数の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本株式の譲渡制限を解除する。

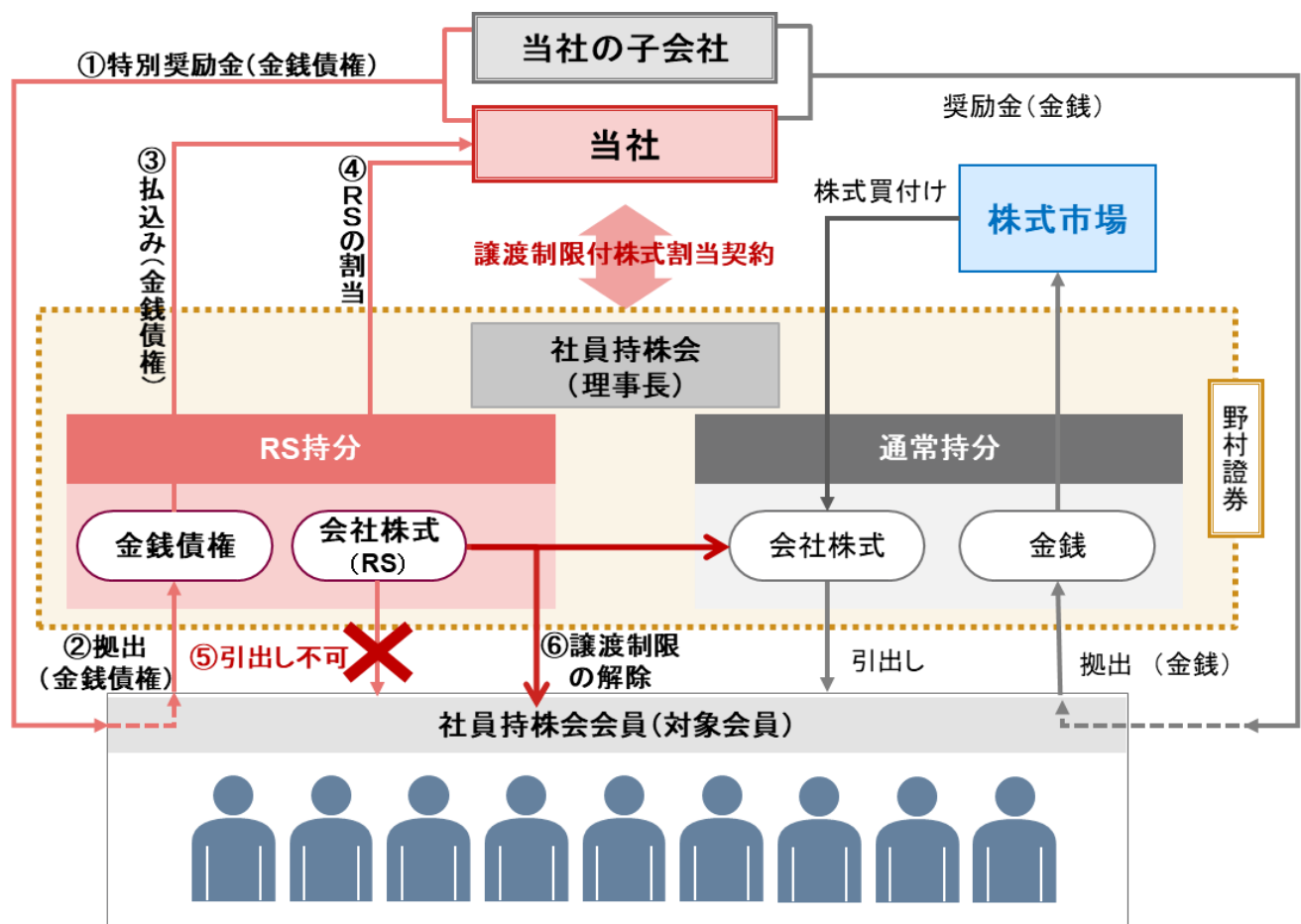
4. 処分金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先である本持株会に対する本自己株式処分は、対象従業員が譲渡制限付株式付与のために支給された本特別奨励金を本持株会に対して拠出し、本持株会が対象従業員から拠出本特別奨励金を当社に対して現物出資することにより行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2022年11月9日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所市場プライム市場における当社の普通株式の終値である409円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

(ご参考)

【本制度の仕組み】

- ① 当社及び当社子会社は、本制度に同意した対象従業員に譲渡制限付株式付与のための本特別奨励金として金銭債権を支給します。
- ② 本制度に同意した対象従業員は、上記①の金銭債権を本持株会へ拋出します。
- ③ 本持株会は、上記②で拋出をされた金銭債権を取りまとめ、当社へ払い込みます。
- ④ 当社は、本持株会に対して本割当株式を割り当てます。
- ⑤ 本割当株式は、野村証券株式会社を通じて、本持株会の RS 持分口座へ入庫され、譲渡制限期間中の引出しが制限されます。
- ⑥ RS 持分は譲渡制限解除後に通常持分への振替手続きが行われます。



以 上